

鋼船規則

規則

P 編

海洋構造物等

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 89 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 6 月 29 日 規則 第 89 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物等

2 章 材料及び溶接

2.2 材料

2.2.1 一般

表 P2.2 を次のように改める。

表 P2.2 引張強度に対する材料による係数

圧延鋼材の種類	材料記号	係数 (K) ⁽¹⁾
軟鋼	KA,KB,KD,KE	1.0
高張力鋼	KA32,KD32,KE32,KF32	0.78
	KA36,KD36,KE36,KF36	0.72
	KA40,KD40,KE40,KF40	0.68 ⁽²⁾
海洋構造物用 高張力圧延鋼材	KA420,KD420,KE420,KF420	*
	KA460,KD460,KE460,KF460	*
	KA500,KD500,KE500,KF500	*
	KA550,KD550,KE550,KF550	*
	KA620,KD620,KE620,KF620	*
	KA690,KD690,KE690,KF690	*
	KA890,KD890,KE890	*
	KA960,KD960,KE960	*

(備考)

(1) *印は、本会の適当と認めるところによる。

(2) KA40, KD40, KE40 及び KF40 の係数にあつては、構造の疲労強度評価の結果に基づき、本会が適当と認める場合には 0.66 とすることができる。

附 則

1. この規則は、2018 年 7 月 1 日から施行する。